



第2編

基本構想



1

まちづくりの基本理念

本市では、昭和43年に「半田市民憲章」に定められた普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまち」を総合計画におけるまちづくりの基本理念として受け継ぎ、時代に応じたまちづくりを進めてきました。

本計画においても、市民が健康で明るく豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

2

将来の都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、第7次総合計画の10年間を展望した都市像を次のとおり掲げます。

人がまちを育み まちが人を育む

チャレンジあふれる都市・はんだ

本市は「山車・蔵・南吉・赤レンガ」などの全国に誇る歴史・文化を受け継ぐ、魅力あるまちであり、そこには学ぶべき先人たちの情熱と挑戦する心（＝チャレンジ精神）があります。

今日では、利便性の高い交通アクセス、多彩で活力ある地域産業、充実した学びと育ちの環境を特徴とする知多半島の中心的な都市に発展しています。

今後、人口減少を始めとする社会環境の大きな変化のなかで、快適で持続可能なまちを実現していくためには、これまでの人口増加に支えられたまちづくりを見直すとともに、チャレンジ精神をもってイノベーション（変革）を起こしていく、担い手自身の学びや成長が必要です。

このため、本市の特性を活かしながら、第6次総合計画における「協働のまちづくり」で培った市民力を結集し、市民・事業者・行政が共に学び成長とチャレンジを続けることで、人がまちを育み、まちが人を育む好循環が生まれ、さらにまちの魅力が向上していく都市を目指します。

第2章 将来人口

全国的に人口減少の局面に入っているなか、一貫して増加してきた本市における人口は、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけて減少に転じました。

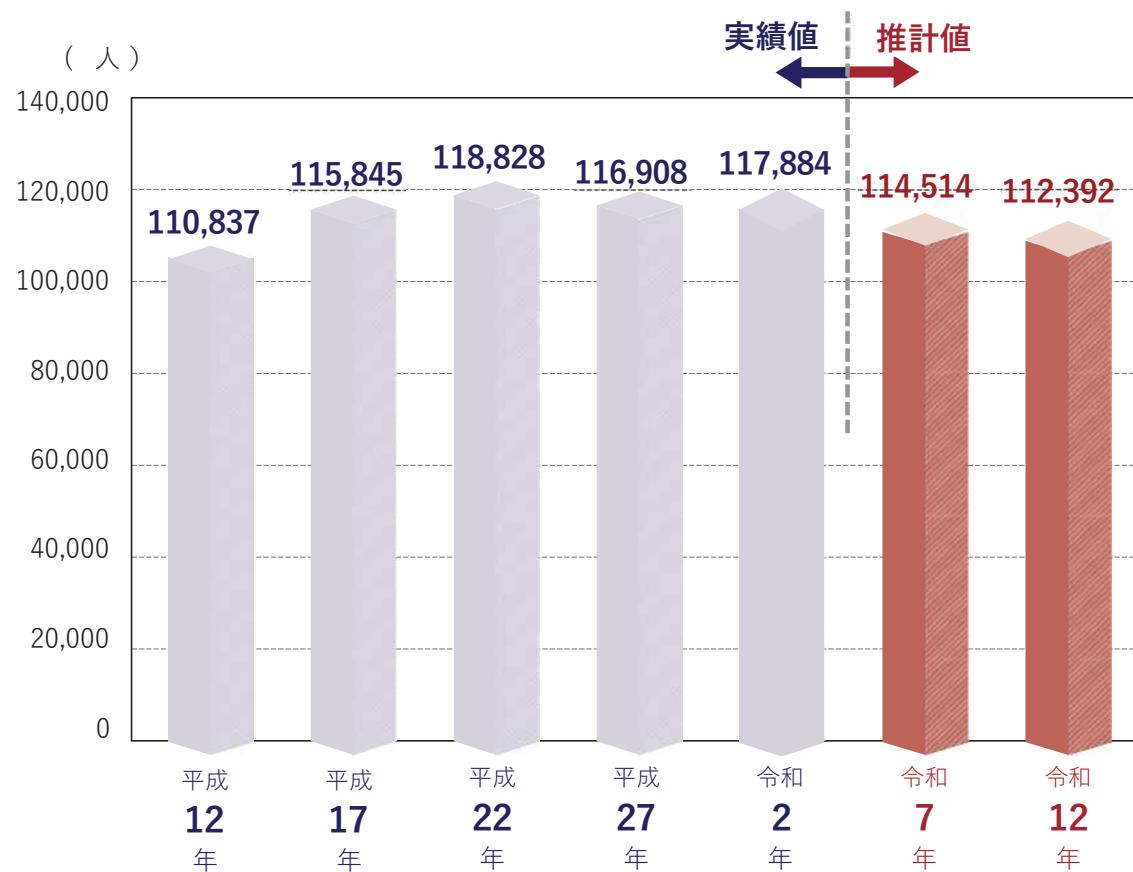
令和7年以降の人口動態も勘案して推計したところ、本市の人口は、本計画の期間中（令和3～12年度）は、緩やかに減少しながら、令和12年（2030年）には112,392人になると見込まれます。

今後、本計画の推進を通じて、働く場づくり、子育て・子育ちの支援や教育の充実、住環境の向上を図るとともに、住みやすいまちとしてのPRを展開することにより、多くの若い世代を中心に定住を促します。

以上のことから、政策人口を加えた計画目標人口を113,000人とします。

令和12年（2030年）の目標人口

113,000人



資料：国勢調査

第3章

土地利用構想

本市では、住宅・農業・商業・工業・自然それぞれのエリアがバランス良く形成されています。

今後の土地利用にあたっては、将来にわたり便利で快適な市街地の形成や産業力の強化に向け、計画的な土地利用の誘導を図ります。

長期的な視野に立ち、市街地の過度な拡大を抑制し、必要な都市機能を集約した都市構造への転換を図る一方、社会経済動向を敏感に捉えて産業用地の需要に対応することで、にぎわいと活力のある計画的な土地利用を図ります。



土地利用 構想図

基本構想
第2編



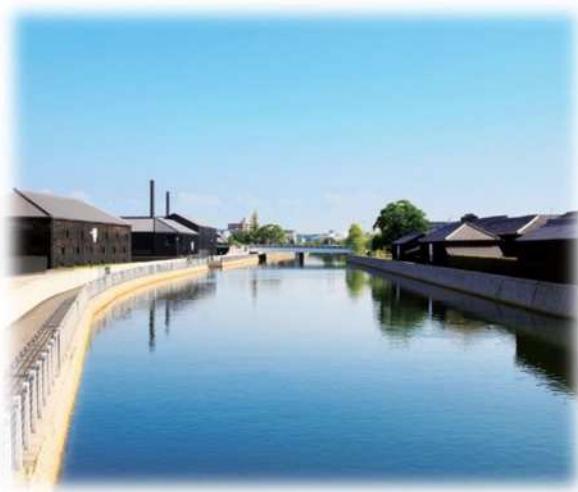
凡 例	
	中心拠点
	地域拠点
	新土地需要ゾーン
	市街地ゾーン
	工業ゾーン
	農業・自然環境ゾーン
	自動車専用道路
	主要幹線道路・都市幹線道路
	鉄道

第4章 施策大綱

1 まちづくりの主要課題の推進と施策等の展開

本市におけるまちづくりの基本理念に基づき、10年後の都市像「人がまちを育み まちが人を育む チャレンジあふれる都市・はんだ」を実現するため、本市が抱えるまちづくりの課題を解決し、暮らしやすく働きやすい都市づくりを進めることが求められます。

そこで、分野横断的なまちづくりの課題に対し、行政分野の間で相互の連携を図るとともに、行政及び市民や関係機関等が互いにまちづくりのパートナーとして協働しながら、効果的な施策・事業を推進します。



2

施策の体系

まちづくりの課題を解決し、まちづくりの基本理念並びに将来の都市像を実現するため、各々の行政分野における基本的な考え方・方向性を以下のとおり体系的に整理し、今後の取組を推進します。

施策体系の構成は、第1章から第4章において各分野で施策・事業を展開し各々の課題に取り組むとともに、計画の推進に向けたマネジメントの観点から分野横断施策を第5章として位置付け、全分野を網羅する形で基本的な考え方を浸透させます。

本市の普遍的な都市像

健康で明るく豊かなまち

人がまちを育み まちが人を育む
チャレンジあふれる都市・はんだ

第1章

学びあい育ちあう
自分らしさと夢を育むまち

(1) 学びの応援
(2) 育ちの支援

第2章

地球に配慮しながら成長する
都市の活力を育むまち

(1) 観光・産業
(2) 環境

第3章

つながり助けあう
健康と笑顔を育むまち

(1) 地域福祉
(2) 健康
(3) 医療体制

第4章

安心・安全で快適な生活
質の高い暮らしを育むまち

(1) 安心・安全な社会
(2) 都市空間
(3) 都市基盤

第5章

互いを尊重し知恵と力を活
かしあう豊かさを育むまち

(1) 協働
(2) 共生社会
(3) 行財政

3

基本的な方向

第1章

学びあい育ちあう 自分らしさと夢を育むまち



1 育ちの支援

- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制の充実と、教育保育施設の老朽化対策やICTを活用した教育環境の整備などを進めます。
- 子育て世代が希望する人数の子どもを持つことや、子育て世代の転入、定住の促進につなげるため、様々な相談に対応できる体制の充実、多様な教育・保育ニーズへの対応、経済的な支援などを通じて、子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。
- すべての子どもたちが、「子どもの権利」を侵害されることなく健やかに育ち、夢を実現するために必要な力を身に付けるとともに、ふるさと半田を大切にする心を育めるよう、地域が家庭と一緒に子どもを見守り育てる仕組みづくりを推進します。また、人を思いやる気持ち、社会におけるマナー、食の大切さなどを伝え、健康でたくましい心と体を育みます。

2 学びの応援

- 人生100年時代と言われる今日において、子どもの学びはもとより、生涯にわたって学び続けられる環境（リカレント教育）を整えるとともに、積極的に学ぶ市民を応援します。また、自己の学びを多様な形で活かし市民が互いに高めあう仕組みづくりを推進します。
- 市民が身近に多様な文化芸術に触れ親しむ機会を創出し、その価値を見出すことができる環境を整えることにより、自分らしさと感性豊かな心を育みます。
- 先人たちが守り育んできた本市の歴史・文化や、山車を始めとする文化財の保存・継承に努めるとともに学ぶ機会を拡充することで、まちへの愛着と誇りの醸成を図ります。

第2章

地球に配慮しながら成長する 都市の活力を育むまち



1 観光・産業

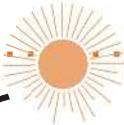
- 今後の人口減少に伴う地域経済縮小への対応として、観光振興による地域活性化が不可欠です。
- 多くの来訪者が満足度の高い観光を楽しめるよう、関係機関と連携して、本市が有する地域資源の一層の磨き上げやプロモーションを行い、交流人口の拡大による地域活力の向上とまちづくりとの連携により、まちへの愛着と誇りの醸成を図ります。
- 食の安全や地産地消の推進を通して、市民の食生活を支える農畜産業や、持続可能な活気あるまちづくりに不可欠な商業の振興を図るとともに、産業基盤の強化に資する企業立地の促進や事業支援、地域に活力を生む創業支援、企業活力を高める就労支援など、地域産業全般の基盤強化を図り、産業を振興します。

2 環境

- かけがえのない地球を守り、本市の豊かな自然と快適な暮らしを次の世代へ引き継ぐために、生き物や自然に対する理解を深め、環境と共生する持続可能なまちづくりを進めます。
- 市民や事業者との連携のもと、温室効果ガス“ゼロ”の「脱炭素社会」や、ごみの減量化と資源化による「循環型社会」の形成に継続的に努めることで環境負荷の低減を図るとともに、地域における身近な自然環境を大切にする活動を推進します。
- 快適で魅力ある生活環境を保全するために、市民の環境美化や環境衛生への意識を高めつつ、市民ニーズに対応した施設整備を実施することにより、愛着を持って住み続けられるまちづくりを進めます。

第3章

つながり助けあう 健康と 笑顔を育むまち



1 地域福祉

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、コミュニティ、市民活動団体などの関係機関と連携・協力し、住民主体の支えあいによる地域づくりを進めるとともに、複雑・多様な課題や不安を抱える方の相談・支援体制の充実に取り組みます。
- 高齢者や障がい者も社会での役割を担い、自立して生活できるよう支援体制の強化を図るとともに、各種サービスの充実や社会参加の支援に取り組みます。

2 健康

- 市民一人ひとりが自らの心身の健康に关心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みやきっかけづくり、環境整備を進めて健康寿命の延伸を図ります。
- 病気の早期発見・重症化予防のために、各種健（検）診の充実を図り、受診率向上に取り組むとともに、感染症に対する危機管理体制の強化を図ります。
- 市民がスポーツを生涯にわたり気軽に親しめるよう、関係機関と連携・協力して、スポーツ教室やイベントなどを実施し、市民の健康増進と笑顔につながる取組を進めます。

3 医療体制

- 市民が、いつでも健康や病気について気軽に相談できるかかりつけ医等の普及促進とあわせて、高度急性期から回復期、療養期まで切れ目ない医療を安心して受けられる総合的な医療体制の構築を図ります。
- 知多半島医療圏で唯一の三次救急を提供する知多半島総合医療センターは、隣接する知多半島りんくう病院との診療統合・機能分化を進め、より高度急性期医療に特化するとともに、地域医療機関との役割分担、連携の中心的役割を担います。

第4章

安心・安全で快適な生活 質の高い暮らしを育むまち



1 安心・安全な社会

- 大規模地震や集中豪雨などの自然災害に備え、被害を最小限に抑えるための防災施設などの強化を図るとともに、自主防災組織の態勢や活動を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 市民が安心して暮らせるよう、消防・救急体制の充実を図るとともに、地域と連携した意識啓発や活動支援を通して、防犯対策や交通安全対策を進めます。

2 都市空間

- 鉄道高架による東西交通の円滑化や中心市街地における公民連携のまちづくりに加え、鉄道駅周辺への都市機能の集積や緑豊かで潤いのある住環境の整備によって、魅力ある都市空間を形成します。
- 鉄道やバス等の公共交通網の充実を図り、新たな活力を生み出すとともに、移動需要の変化や技術の進展にあわせたネットワークの最適化を図り、快適で安心な生活を支えます。
- 伝統や歴史・文化を今に伝える半田らしい景観を守り、まちの魅力を高めるため、地域と協働して資源を活かした景観形成に取り組みます。

3 都市基盤

- 市民生活における便利で快適な交通環境を創出するため、市内全域の交通の円滑化を進めるとともに、誰もが安全に利用できるよう道路整備に取り組みます。
- 水循環を支える重要なライフラインである上下水道事業については、水需要の減少を見据え、効率的な施設の更新や再構築を進めるとともに、経営基盤の強化を図ります。

第5章

互いを尊重し知恵と力を活かしあう 豊かさを育むまち



1 協働

- 市民と行政がかけがえのないパートナーとして、情報共有に努めるとともに、地域活動・市民活動の活発化や小学校区単位での新たなコミュニティの構築などに取り組み、協働によるまちづくりを進めます。

2 共生社会

- 国籍や性別などにかかわらず誰もが自分らしく暮らせるよう、啓発活動や学習・交流できる機会の提供など、多様なライフスタイルや価値観を認めあいながら、すべての人が地域社会の一員として活躍する共生社会の実現を目指します。

3 行財政

- 市民にも分かりやすく機能的な組織のもと、職員の能力向上を図るとともに、知多地域のみならず三河地域も含めた周辺自治体との連携や新たな技術の活用により、効率的で質の高い行政運営を図ります。
- 行政サービスを支える財政基盤として、安定的な財源の確保、効果検証による事業の見直しなど、行政経営の視点に立ち、健全な財政運営を図ります。

